

富士見市内公立小学校で発生したいじめ事案の調査報告書

令和6年3月28日

富士見市いじめのない学校づくり委員会

目 次

- 1 事案の概要
- 2 調査の概要
- 3 調査内容・結果
- 4 いじめの認定等
- 5 課題の検証
- 6 課題の改善、再発防止に向けて

1 事案の概要

(1) 学校名

富士見市立[]小学校

(2) 関係児童

被害児童	[]年 []組	[]	女	A
加害児童	[]年 []組	[]	男	B
	[]年 []組	[]	男	C
	[]年 []組	[]	男	D
	[]年 []組	[]	男	E
	[]年 []組	[]	男	F
関係児童	[]年 []組	[]	女	G
	[]年 []組	[]	女	H
	[]年 []組	[]	女	I
	[]年 []組	[]	男	J

(3) 発覚の経緯

令和5年6月28日(水)担任は、A保護者より、Aが「学校に行きたくない。」と言っており、休ませるとの連絡を受けた。Aが「[]年生になったころからつらいことがあった。」という旨の訴えを受けた。

(4) Aの状況及び欠席期間等

Aは、令和5年6月26日(月)以降欠席が続いていたが、令和5年7月19日(水)、7月20日(木)に登校した。しかしながら、再び2学期以降欠席が続き、令和5年9月13日(水)通算した欠席日数が30日を超え、不登校状況になった。

(5) 調査結果

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づき、重大事態として調査をした結果、訴えのあった行為についていじめと認定し、当該事実が不登校の一因であるとした。ただし一部については、現在分かっている情報だけでは、いじめとして判断できないものがあった。

2 調査の概要

学校で行った調査において、Aに対するいじめが疑われる事実が発覚し、それが原因で登校できなくなった可能性があることから、専門的な判断が必要であるとして、「富士見市いじめのない学校づくり委員会」を招集し、当該校及び市教育委員会が把握した事実に基づきいじめの有無並びに適切な対応について審議し、本調査報告書にまとめた。

(1) 調査期間（いじめ防止対策推進法第28条に係る調査）

令和6年2月19日（月）から令和6年3月14日（木）まで

(2) 委員構成

「富士見市いじめのない学校づくり委員会」

委員長	小林 正幸	（大学教授）
委員	塚田 小百合	（弁護士）
委員	忽滑谷 美恵子	（教育相談室専任教育相談員）
委員	森田 明子	（臨床心理士）
委員	山岸 仁史	（人権擁護委員）

(3) 調査方法

当該校及び市教育委員会が関係児童とその保護者への聴取により把握した事実に基づき学校指導事項の情報整理を行い、富士見市いじめのない学校づくり委員会においていじめの有無と対応の適切性について審議。

〔審議に参照した情報〕（いじめ防止対策推進法第23条に係る措置）

①令和5年6月28日～7月5日に学校が実施した児童B～Hの聴き取り情報
（詳細はP5、6「3調査内容・結果（2）」参照）

ア. A保護者への聴き取り 令和5年6月28日（水）（担任による聴き取り）

※Aからの聴き取りは、心身の状況や保護者意向により実現しなかった。

イ. Bへの聴き取り 令和5年7月4日（火）（学年主任による聴き取り）

ウ. Cへの聴き取り 令和5年7月4日（火）（担任による聴き取り）

エ. Dへの聴き取り 令和5年7月4日（火）（担任による聴き取り）

オ. Eへの聴き取り 令和5年7月4日（火）（担任による聴き取り）

カ. Fへの聴き取り 令和5年7月5日（水）（担任による聴き取り）

キ. Gへの聴き取り 令和5年7月4日（火）（教務主任による聴き取り）

ク. Hへの聴き取り 令和5年7月4日（火）（教務主任による聴き取り）

②令和5年10月31日～令和6年1月19日に市教育委員会職員が同席し実施した児童A～H保護者の聴き取り情報

（詳細はP12～14「5課題の検証（1）及び（2）」参照）

ア. A保護者面談 令和5年10月31日（火）（教育相談室長による聴き取り）

イ. A保護者面談 令和5年12月4日（月）

- (校長、教頭、市教育委員会指導主事、教育相談室長、担任による聴き取り)
- ウ. A保護者面談 令和5年12月20日(水)
(校長、市教育委員会指導主事、担任による聴き取り)
- エ. A保護者面談 令和6年1月15日(月)
(校長、教頭、市教育委員会指導主事、教育相談室長、担任による聴き取り)
- オ. E、F、G、H保護者面談 令和6年1月18日(木)
(校長、市教育委員会指導主事による聴き取り)
- カ. B、C、D保護者面談 令和6年1月19日(金)
(校長、市教育委員会指導主事による聴き取り)

(4) 審議

- ・富士見市いじめのない学校づくり委員会

令和6年2月19日(月)実施

※令和6年3月14日(木)審議に基づいた調査報告書の完成

3 調査内容・結果

(1) Aが訴えているいじめ行為

ア. 行為1 (友人Iによる情報も含む。)

Aの机を嫌がっている。

イ. 行為2 (友人Iによる情報も含む。)

EにAが配膳した給食のおぼんを消毒された。

ウ. 行為3

Aの悪口を言っている。

エ. 行為4 (友人Iによる情報も含む。)

Aのことを菌扱いする。

オ. 行為5 (友人Iによる情報)

Aの近くになることを嫌がる。

(2) 対応、指導等について

ア. 行為1についての証言

【Bからの聴き取り】

・ ■年生になってから、Aの机を運ばなかったことがあったと発言した。

【Cからの聴き取り】

・ ■年生になってから、Aのことを避けていて、机も運ばなかったと発言した。

【Dからの聴き取り】

・ ■年生になってから、Aの机を運ばなかったことがあったと発言した。

【Fからの聴き取り】

・ ■年生になってから、Aの机を運ばなかったことが多かったと発言した。

イ. 行為2についての証言

【Eからの聴き取り】

・ Aの配膳したおぼんを消毒していないと発言した。

・ Eの帽子をAがひろってくれたときに、友達に見られ、仲間外れにされるのが嫌で、帽子を床につけたと発言した。

ウ. 行為3についての証言

【Cからの聴き取り】

・ ■年に入ってから、Aに対して、しゃべり方や注意の言葉が強くなり、無視もしたこともあり、Aに対するいじめになっていると発言した。

【Gからの聴き取り】

・ 1学期、Hが「体育の着替えが遅い。」とAに注意をされたときに、自分が「何なのあいつ。」と言ったことをAが気にしているのかもしれないと発言した。

【Hからの聴き取り】

- ・ 1学期長縄の練習で、Aが「めんどくさい。」と言ったことに対し、「そういうことを言っているとやる気がなくなる。」と言ったことをAが気にしているのかもしれないと発言した。

エ. 行為4についての証言

【Bからの聴き取り】

- ・ ■年に入ってから、Aのことを菌扱いして友達とつけ合うことをしてしまったと発言した。

【Cからの聴き取り】

- ・ Aのことを避ける行動をとっていたと発言した。

【Dからの聴き取り】

- ・ Aのことを菌扱いし、友達につけかえすことがあったと発言した。

【Eからの聴き取り】

- ・ Aのことを菌扱いし、Dに対してしつこくつけてしまったと発言した。
- ・ C、Fもやっていて、C、Fに煽られるのがいやでやってしまったと発言した。

オ. 行為5についての証言

【Cからの聴き取り】

- ・ Aのことを避けてしまった。無視していたこともあると発言した。

4 いじめの認定等

(1) いじめの定義について

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)第2条において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめの定義について、以下の4つがポイントとなる。

- 行為をした者(甲)も行為の対象になった者(乙)も児童生徒であること
- 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

これら4つを全て満たすあらゆる事象が法律上のいじめに該当する。したがって、法律上のいじめは極めて広範な概念であると言える。

この法に基づき、行為1から行為5について検証した。

(2) いじめの検証

ア. 行為1

Aの机を嫌がっていることについて

行為1について検証した結果、B、C、D、FのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。

(理由)

Bは、7月4日(火)■年に入ってから、Aの机を運ばなかったことを認めている。

Cは、■年に入ってから、Aのことを避けていて机も運ばなかったと認めている。

Dは、7月4日(火) Aの机を運ばなかったことがあったと認めている。

Fは、7月5日(水) Aの机を運ばなかったことが多かったことを認めている。

B C D Fの机を嫌がっている行為については、「心理的な影響を与える行為」であって、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

イ. 行為2

Aが配膳した給食のおぼんを消毒されたことについて

行為2について検証した結果、おぼんを消毒したかどうか確証はないものの、Aが触れた帽子を床につける行為があり、EのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。

(理由)

Eは、7月4日(火) Aが配膳したおぼんを消毒はしていないが、Eの帽子をAがひろってくれたときに、友達に見られ、仲間外れにされるのが嫌で、帽子を床につけたことを認めている。

EのAが触れた帽子を床につける行為については、「心理的な影響を与える行為」であって、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

ウ. 行為3

Aの悪口を言っていることについて

行為3について検証した結果、CのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。G、HのAに対する法律上の「いじめ」については、現段階では不明確であり、認定することは難しい。

(理由)

Cは、7月4日(火) Aに対して、話し方や注意の言葉が強くなり、無視もしたこともあり、Aに対するいじめになっていることを認めている。

CのAへの悪口を言う行為が「心理的な影響を与える行為」であって、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

Gは、7月4日(火) 1学期、Hが「体育の着替えが遅い。」とAに注意をされたときに、Gが「何なのあいつ。」と言ったことをAが気にしているのかもしれないと発言をしている。

Hは、1学期長縄の練習で、Aが「めんどくさい。」と言ったことに対し、「そういうことを言っているとやる気がなくなる。」と言ったことをAが気にしているのかもしれないと発言をしている。

G、HのAへ発言する行為については、「心理的な影響を与える行為」ではあるが、Aが訴えている行為であるかどうかについては現段階では不明確であり、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断することは難しい。

エ. 行為4

Aのことを菌扱いすることについて

行為4について検証した結果、B、C、D、EのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。

(理由)

Bは、7月4日(火) 〇年に入ってから、Aのことを菌扱いし、友達とつけ合うことをしてしまったことを認めている。

Cは、7月4日(火) Aのことを避ける行動をとっていたことを認めている。

Dは、7月4日(火) Aのことを菌扱いし、友達につけかえすことがあったことを

認めている。

Eは、7月4日（火）Aのことを菌扱いし、Dに対してしつこくつけていたことを認めている。

B、C、D、EのAを菌扱いする行為については、「心理的な影響を与える行為」であって、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

オ. 行為5

Aの近くになることを嫌がることについて

行為5について検証した結果、CのAに対する法律上の「いじめ」と認定できる。
(理由)

Cは、7月4日（火）Aのことを避けてしまった、無視していたこともあることを認めている。

CのAの近くになることを嫌がる行為については、「心理的な影響を与える行為」であって、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

(3) B、C、D、E、F、G、Hへの指導

学校は、7月4日（火）7月5日（水）の聴き取りとともに行為の反省を促し、児童に対して謝罪の気持ちを醸成した。7月4日（火）にD、E保護者に、7月5日（水）以降にB、C、F、G、H保護者に担任から電話を入れ、家庭で話をするように依頼した。

(4) Aへの謝罪

7月当初、担任とA保護者の話の中で「謝られたら許すしかないので、家に来たり、電話を教えたりして謝罪はしないでほしい。」と希望していたため、担任より加害児童保護者に連絡先を教えることはできなかった。

7月に、加害児童全員が自己の行為を反省し、謝罪の気持ちがあるが、Aと会って謝罪したのは、Hだけにとどまっている。C保護者は、A保護者にLINEをし、謝罪の気持ちを伝えている。DとD保護者は、家を訪ね、A保護者に謝罪を行った。B、E、F、G保護者は、Aの連絡先または自宅を知らないため、直接または電話等によるコンタクトを図ることができなかった。

(5) 周辺児童への指導

5月中旬、担任が、学級の児童が掃除の際、Aの机を妙に避ける様子があり、「Aに対するいじめを感じる。」と、学年主任、生徒指導主任に相談する。

確認した事実は、B、C、D、Jが掃除中にAの机だけ、運ぶのを嫌がること、Jが給食の配膳で、Aが取り分けた給食を嫌がっていたことである。

担任が各児童にはなぜそのようなことをするのか、その行為が悪いことであること

を指導する。

5月31日（水）に担任から学級全体に「いじめはいけないことで、人の物を嫌がり触らない行為はいじめである。」と話をする。

6月1日（木）に校長が「全校集会」で「いじめはいけない。」との話をする。いじめを自分のこととして考えること、どの学校、どのクラスでも起こりうることを伝える。具体的ないじめの例を出し、暴力や言葉、無視、避けるようなことがあってはならないことを指導する。

6月中旬、担任が、特にAのことを意識していたB、J保護者には個人面談で上述のことを伝え、Jはその後、嫌がる行為を行っていない。

7月4日（火）3時間目には、教頭が見守る中、担任より学級指導を行う。Aに対するいじめがあり、Aが苦しみ、悩んでいること、A保護者は心配し、いじめを受けたことに対して怒っていること、学級全体で同じことが起きないための方策を考えていくべきであることを伝える。

7月4日（火）に学級懇談会で担任からAに対するいじめについて保護者に伝える。当日A保護者は欠席、D、F、G保護者が出席した。Aに対するいじめがあったこと、いじめの内容、来られない状況が続いていること等、学校全体で聴き取りをし、状況改善に努めることを伝える。

5 課題の検証

(1) 学校の対応及び関係児童の状況

【1学期】

- ・5月中旬、担任が、学級の児童が掃除の際、Aの机を妙に避ける様子があり、学年主任、生徒指導主任に相談する。
- ・5月25日（木）校長、教頭、学年主任、担任、前年度担任、生徒指導主任でケース会議を開く。対応と指導内容を検討する。
- ・5月31日（水）担任から学級全体に「いじめはいけない。」と指導する。そして、人の物を避け、触らない行為はいじめであると話をする。
- ・校長から6月1日（木）の「全校集会」で「いじめはいけない。」との話をする。
- ・6月中旬、担任は、特にAのことを意識していたB、J保護者に、個人面談の際に上述の事を伝える。
- ・6月28日（水）A保護者よりAがいじめを理由に休んでいるとの連絡を受ける。A保護者に「Aがいじめられている」との訴えが友人Iからあったことを伝える。（担任は、5月末の指導から再発している認識はなかった。）A保護者から直接友人Iに事情を聴きたいとあったが、担任から事実をきちんと聴き取ることが伝える。
- ・6月29日（木）、6月30日（金）に友人Iに聴き取った内容とA保護者から聴き取った内容を整理した結果、加害児童と思われるB、C、D、E、G、Hの名前が挙がる。担任は管理職と学年主任、教務主任に報告し、校長は7月3日（月）にケース会議を開くこと、この日より聴き取りを開始することを指示する。
- ・7月3日（月）に担任がDとEに聴き取り、確認する。
- ・7月3日（月）放課後、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任でケース会議を開き、分担して聴き取りを行うことを確認する。
- ・7月3日（月）にA保護者から懇談会でいじめの事実を伝えてほしいという申し出があり、了承する。
- ・7月4日（火）に担任、学年主任、教務主任が、B、C、D、E、G、Hに聴き取り、確認する。

確認した事実から、被害児童へのいじめがあったことを学校が認識する。

- ・7月4日（火）3校時に、教頭が見守る中、担任より学級指導を行う。Aに対するいじめがあり、Aが苦しみ、悩んでいること、A保護者は心配し、いじめを受けたことに対して怒っていること、学級全体で同じことが起きないための方策を考えていくべきであることを担任から児童へ伝える。
- ・7月4日（火）に学級懇談会で担任からAに対するいじめを保護者に伝える。Aに対するいじめがあったこと、いじめの内容、来られない状況が続いていること等を学校全体で聴き取りをし、状況改善に努めることを伝える。
- ・7月4日（火）放課後、担任がA保護者に電話（事実、指導の報告）する。担任がD、E保護者に電話をし、家庭で話をするように依頼した。
- ・7月5日（水）に7月4日（火）の聴き取りからFの名前が挙がったため、担任がFに

聴き取り、確認する。

- ・ 7月5日（水）以降に担任がB、C、F、G、Hの家に電話し、家庭で話をするように依頼する。A保護者には聴き取りした内容、学級指導の内容を電話にてその都度伝える。
- ・ 7月4日（火）～7月12日（水）のいずれかの日（具体的な日時は不明）であるが、A保護者は担任との話の中で、謝られても許すしかないので、謝罪はしないでほしいと希望しているとの意志を表す。
- ・ 7月13日（木）放課後に、A保護者、校長、担任の話合いの中で、校長と担任から事実確認、いじめについての謝罪、学校の対応の説明を行う。
- ・ 7月14日（金）担任が校長の見守りのもと学級指導を行う。A保護者の手紙の代読とAが登校した際には、学級で決めたいじめ防止対策を実行していくことを確認する。
- ・ 7月19日（水）、7月20日（木）にAが学校に登校した際は、A保護者の「謝られたら、『許す』しかないので…」という言葉があったので加害児童と顔を合わせるのが難しいのではないかと判断をし、謝罪の場を設けなかったこと、担任からAへ辛い思いをさせた謝罪と困ったときはいつでも相談してほしい旨を伝える。下校の際には、Aが落ち着いて学校生活を送ったことを担任からA保護者に伝える。

【2学期】

- ・ 8月25日（金）から欠席が続いており、当初は元気になったら登校させるとA保護者から連絡があった。そのため、担任から毎日電話連絡を行ったが、毎日電話があることへの保護者及び本人の心の負担を考え、A保護者と電話で相談し、週に1回の手紙のポストインを提案し、A保護者の同意を得て続ける。
- ・ 2週間に1回程度、A保護者へ電話連絡をする。
- ・ 9月末頃から学校から何度か電話を掛けるも不在。（ポストインは継続するも、AやA保護者への負担になるかもしれないと回数を減らす。）
- ・ 10月半ばにA保護者と電話がつながり、面談の日程調整をする。
- ・ 10月24日（火）にA保護者、教頭、担任による話合いを行う。現在のA本人の生活状況の確認や今後の支援について話合い、教育相談室、教育支援センター「あすなろ」、スクールカウンセラーを紹介し、他機関との連携を図る。
- ・ 10月30日（月）にA保護者が教育相談室に来室したことで、専任教育相談員と教頭が連携を開始する。
- ・ 11月10日（金）市教育委員会指導主事、校長、教頭でケース会議を行う。専任教育相談員の聴き取りよりA保護者が加害児童からの謝罪を求めており、学校の対応に納得してないところがあることを確認し、今後の方針を検討する。
- ・ 11月21日（火）A保護者、校長、教頭との話合いを行う。1学期のいじめの対応が十分できなかったことをA保護者に謝罪する。子ども同士の謝罪の場をつくらなかったのは、Aが直接加害児童に会うのが難しいと判断したことを伝える。校長から重大事態の説明をA保護者に行う。
- ・ 11月27日（月）ケース会議（校長、教頭、市教育委員会指導主事、教育相談室長）を行う。今回の事例についての共通理解、校内「いじめ防止対策委員会」の立ち上げ、

Aへの支援、謝罪の場の設定や登校支援についても実現可能な方法を探る。

- ・ 11月30日（木）校内いじめ防止対策委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター）を行う。いじめの事実、初期対応、現在までの面談等の経緯を再確認する。A、A保護者への支援策、他機関との連携、加害児童への指導、学級全体への指導及び学級経営の改善を検討する。
- ・ 12月1日（金）ケース会議（校長、教頭、市教育委員会指導主事、教育相談室長、担任）を行う。次回面談の目的の共有、内容について検討する。
- ・ 12月4日（月）保護者と面談（校長、教頭、市教育委員会指導主事、教育相談室長、担任）を行う。いじめの事実確認、謝罪の場や学習保障、教育支援センター「あすなろ」との連携について話し合う。
- ・ 12月8日（金）[redacted] Aと教頭が直接顔を合わせ、話をすることができる。
- ・ 12月13日（水）[redacted]、家庭訪問（担任、教頭）する。Aと直接会い、やりとりを行う。担任とAとの関係の再構築を図る。
- ・ 12月20日（水）A保護者と面談（校長、市教育委員会指導主事、担任）を行う。[redacted] [redacted] いじめ重大事態の対応について説明をする。
- ・ 12月22日（金）家庭訪問（担任）を行う。終業式に、通知表等を担任から直接渡す。
- ・ 1月9日（火）[redacted]。
- ・ 1月9日（火）～12日（金）Aは、放課後、放課後児童クラブに立ち寄り、校庭で遊ぶことができる。インターホンを押し、学校の玄関に入り、放課後であれば学校で担任と話ができるようになる。
- ・ 1月15日（月）保護者と面談（校長、教頭、市教育委員会指導主事、教育相談室長、担任）を行う。[redacted] [redacted] について確認する。[redacted] について（クラス分け、いじめの情報を共有）市のいじめのない学校づくり委員会による調査実施について資料を基に説明を行う。
- ・ 1月18日（木）加害児童とされるE、F、G、H保護者と面談（校長、市教育委員会指導主事）を行い、市のいじめのない学校づくり委員会による調査実施について資料を基に説明を行う。
- ・ 1月19日（金）加害児童とされるB、C、D保護者と面談（校長、市教育委員会指導主事）を行い、市のいじめのない学校づくり委員会による調査実施について資料を基に説明を行う。
- ・ 1月22日（月）3名の児童E、G、Hに聴き取りを行う。（教頭、担任）
- ・ 2月1日（木）校内いじめ防止対策委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、関係学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター）を開催する。
- ・ 2月6日（火）[redacted] 学年集会で指導（校長、教頭、教務主任、学年主任、担任、特別支援コーディネーター）を行う。Aに対するいじめ、不登校の事実を伝え、児童全員が、[redacted] 今後のAとの関係性や人から信頼される人になるためにどうすれ

ばよいかを考えさせる。

- ・ 2月6日（火）以降、■年生児童全体の様子を見届けるとともに、3月8日（金）懇談会の際に、学年集会の指導内容やAに対するいじめ、不登校について学年全体で話していく。
- ・ 3学期も、継続して担任による週末のポストインや、教頭・担任によるあすなる訪問をほぼ毎週行い、Aとの信頼関係構築に努める。

(2) 市教育委員会の対応

- ・ 10月25日（水）、学校から重大事態の問い合わせがあり、いじめの状況確認や今後の対応を協議する。
- ・ 10月31日（火）教育相談室での専任教育相談員とA保護者面談の中で、学校がいじめの問題をうやむやにしたという認識をもっていることがわかる。
- ・ 12月4日（月）A保護者と面談（校長、教頭、市教育委員会指導主事、教育相談室長）し、今まで起きたことの実説明、被害児童への支援、重大事態の扱いについて話し合う。現時点では、第三者調査の前に学校と市教育委員会で対応をしていくことを確認する。
- ・ 12月12日（火）県教育委員会と協議の上、いじめ重大事態として対処するよう指示を受ける。
- ・ 12月13日（水）学校に「いじめ重大事態として扱う」と連絡する。

(3) 学校のいじめ対応の認識

- ・ 学校は、いじめの加害者に指導をして、A保護者に報告を行ってきたが、謝罪等の対応は遠慮されていることから、重大事態として扱ってこなかった。
- ・ また、6月26日（月）以降欠席が続いていたが、7月に2日間登校しており、Aがいじめをきっかけに連続して30日間欠席した日数を2学期当初から積算し、10月6日（金）で30日間に達したと捉えていた。
- ・ 2学期当初体調不良の連絡を受け、1学期末に登校している点から、いじめ問題を抱えた欠席かどうか判断に迷う部分があった。

前々年度 出席145日 欠席 35日 出席停止 19日

前年度 出席137日 欠席 19日 出席停止 42日

6 課題の改善、再発防止に向けて

(1) 被害児童に寄り添う

被害児童は、■年生の時に転入してきており、新たな環境への心理的不安は大きいものがあつたと予想される。週初めに休みがちであつた様子から、教育相談的視点からも普段から声をかける等支援が必要であつた。また、2学期当初の体調不良は、いじめ事案後であり、いじめ対応として本人に寄り添つた適切な関わりが必要であつた。

校内で行われるアンケート調査には児童生徒の視点から見た情報が書かれており、今回のいじめに関連する内容を迅速に確認し、学校はいじめの事実があることを早急に確認する必要があつた。また、対応については、複数の教員が情報を吟味し合い、いじめに対する組織的対応につなげていくべきであつた。

また、Aの精神的苦痛の理解が足りなかつた結果、初期対応及び早期解決がなされず欠席が長期化してしまう要因にもつながつた。教員や関係者は、児童の様子や言葉に対して真摯に耳を傾け、精神的苦痛を汲み取る努力が必要である。また、被害児童の精神的苦痛の程度には個人差が大きく、大人の認識ではなく、本人の精神的苦痛に寄り添い、信頼関係を構築しながら理解していくことが求められる。

7月に登校できた際に、本人へ寄り添つた具体的対応を示し、本人の味方になることを告げ、いつでも困ったときの対応策を示すことで、本人が教員を頼れる信頼関係を構築する機会とするべきであつた。

小学校で発生したいじめ問題は、本質的な解決がなされない限り、その苦痛を■抱えて生きていくことになることを再認識すべきである。加害児童からの謝罪、または、子どもたちを集めての話合いの場を設定できるよう努力すること、本人に寄り添いながら、学習支援を継続しながら、教育支援センター「あすなる」への登室を促すとともに学校への登校も目指すことを必須の対応とする。その上で、学校は、■区切りとせず、関係児童と保護者に■も働きかけ、今後も問題解決に向けての最大限の努力をすべきである。■長期にわたる支援が必要であり、■引き継ぎや情報提供などを当事者の許可を得て行っていくことや児童及びその保護者の精神的支援を継続することが不可欠である。

(2) 保護者に寄り添う

保護者への対応も児童への対応と同じく、その抱える苦悩や不安に寄り添う必要がある。いじめを受けた児童の保護者は、不安を抱えた気持ちを抱えながら学校に対応を求めるしかないのが現状である。学校と保護者がお互いを理解し、保護者の気持ちを受容し、認識のすれ違いを修正し、学校の対応への理解を丁寧に進めることが欠かせない。

欠席期間中の学校の対応は、1学期は、頻繁に連絡を入れていたが、夏休みから2学期にかけて、学校の判断で連絡を減らした時期があつた。保護者の信頼関係構築のためには、連絡頻度や関わり方に変化を生じさせる場合、学校の判断のみで行わず、事前に保護者の了解を得るようにし、連絡頻度や関わり方の適切性について保護者に

確認を行って、保護者と共に継続的に協働しながら児童生徒を支援する体制を整え、維持する必要がある。

(3) いじめに対する学校の組織的対応の在り方を再考する

本事案に対して、学校は当初から、学級担任だけに任せるだけではなく、校内委員会を立ち上げ、組織的な検討と対応を図ってきたことは評価できる。しかし、5月の指導の際に反省した様子があったが、直接被害児童との話し合いがなかったことで十分な指導に至らなかった。指導後の見届けを定期的に行い、組織的にさらなる指導を重ねる必要があった。

また、Aの欠席が続いた際に早い段階で、教育相談室や外部の専門機関との連携が必要であった。いじめ問題の対応には校長の役割が大切になる。いじめ問題を認知する際に、校長は生じている事態を一早く把握し、組織的に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフの協力を求めることも重要である。教員組織の中に外部の目を入れ、児童をめぐる意見交流の機会を活性化していかなければならない。校長には、いじめ対応の方向性を示し、コーディネートしていくことが求められる。

(4) 加害児童生徒へ継続的に指導する

謝罪をして形式的にいじめ問題を収束に導こうとすることは、非常に危険である。加害児童のいじめの行為を再発させないためには、加害児童に対して継続的に自己の言動を振り返らせる本質的な指導が欠かせない。そのためには、定期的に加害児童にいじめを生じさせていた時点での自分の言動を、今、振り返って、どのように評価するのかを問いかけ、同じことを繰り返さないために、現在の自身の工夫や努力を語ることで、本人が過ちに気づき、行動改善が図れているかを確認し続ける必要がある。そして、現在の思いを明らかにする中でどう行動改善を進めるかを具体的に温かく指導していくことが、加害児童が被害児童の苦痛を理解し、被害児童に寄り添う行動につながる。

(5) いじめ重大事態調査の在り方を再考する

いじめ防止基本方針等に沿った対応や報告に努める必要があり、ガイドラインで定める重大事態（疑いを含む）が発生した際の報告は速やかに行われることが必要である。学校の不登校重大事態の認識を適切に理解し対応するとともに、市教育委員会がいじめの把握と長欠児童生徒との情報を定期的に確認する手立てが必要となる。学校と市教育委員会が生徒指導情報を共有する中で、初期対応が遅れることがないように迅速な対応を進める体制を構築していくことが求められる。

また、本市で初めて扱ういじめ重大事態であったこともあり、重大事態として扱う段取りが迅速さに欠けていた。本事案は、市教育委員会主体の調査であったが、学校主体の調査を行う上でも、滞りなく行えるよう学校と市教育委員会が連携をさらに図

っていくことが求められる。重大事態調査の結果に至る過程の説明、調査内容についても、保護者や関係者の理解が得られるように丁寧に行っていくことが不可欠である。